

令和5年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和5年	6月19日(月)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時51分
		6月23日(金)	開会	午前	9時29分
			散会	午前	9時36分
		6月27日(火) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時32分
		第2回	再開	午後	0時20分
			散会	午後	0時22分
		6月29日(木)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時36分
		7月 7日(金) 第1回	開会	午前	9時32分
			休憩	午前	9時41分
		第2回	再開	午後	2時 1分
			閉会	午後	2時 6分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 6月23日、6月27日 千葉達也副委員長(自民)

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年6月19日(月))

委員長

1 北朝鮮のミサイル発射に関する対応についてだが、去る6月15日、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、我が国の排他的経済水域内に落下したとみられる。

北朝鮮は、ミサイル発射を繰り返し、その能力を強化していく姿勢を示しており、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、断じて容認できない。度重なる弾道ミサイル等の発射は、国際連合安全保障理事会決議等への明らかな違反であるとともに、国際社会全体の平和と安全を脅かすものであり、我が国のみならず、国際社会全体に対する挑発をエスカレートさせる明白な暴挙である。

については、本日の本会議の冒頭において、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革、維新及び無所属は、私から確認しておく。

委員長

2 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会の最終日に追加提出をお願いしたいと考えている表彰議案及び人事議案について、説明申し上げる。

まず、表彰議案について説明申し上げる。サイドブックにある「令和5年6月定例会に追加提出する表彰議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈についてである。彩の国功労賞を2023 FIS フリースタイル&スノーボード世界選手権大会でメダリストとなった小野光希氏、AFCチャンピオンズリーグ2022において優勝した浦和レッドダイヤモンズ、2023年世界柔道選手権ドーハ大会でメダリストとなった新添左季氏、2022-23 Yogi Berra WEリーグにおいて優勝した浦和レッドダイヤモンズレディース、また、第68次長期滞在クルーとして、国際宇宙ステーションに滞在した若田光一氏にそれぞれ贈呈することについて、御同意をお願いするものである。贈呈理由等については、お配りした「彩の国功労賞の贈呈について」を御覧いただきたい。

次に、人事議案について、説明申し上げる。サイドブックにある「令和5年6月定例会に追加提出する人事議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、公安委員会委員の任命についてである。埼玉県公安委員会委員に桐澤重彦氏を再び任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしてあるので、御覧いただきたい。よろしく願います。

委員長

3 質疑質問についての(1) 質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月23日(金)については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月26日（月）については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月26日については、1番目が尾花瑛仁議員、3番目が松本義明議員でお願いします。

委員長

次に、6月27日（火）については、自民、共産党、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月27日については、1番目が鈴木まさひろ議員、3番目が森伊久磨議員でお願いします。

委員長

次に、6月28日（水）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月28日については、1番目が柿沼貴志議員、3番目が関根信明議員でお願いします。

委員長

次に、6月29日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

6月29日については、1番目が松井弘議員、2番目が木下博信議員、3番目が日下部伸三議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果を読み上げる。 >

委員長

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る6月12日（月）の本委員会において、執行部から急施を要するとの要請があった第82号議案～第84号議案の取扱いにつ

いて、御協議をお願いする。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、一般質問初日・6月23日（金）に予定されている「知事提出急施議案（第82号議案～第84号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内とする。

< 了 承 >

委員長

5 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・6月27日（火）、案文については一般質問最終日・6月29日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月7日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

6 埼玉県議会議員表彰についてだが、総務課長に説明させる。

総務課長

埼玉県議会議員表彰について、説明申し上げる。お手元の資料2を御覧願う。

昭和56年に定められた「埼玉県議会議員表彰内規」により、資料の「1 表彰の趣旨」及び「2 表彰の基準」にあるとおり、この表彰は「埼玉県議会議員として多年にわたり県政に功績のあった者」を表彰するものであり、基準としては「議員として24年以上在職し、その功績が顕著な者」とされている。

「3 対象者」については、小谷野五雄議員である。

「4 表彰の方法」については、「議長が議会にはかり、その決議をよって行う」とこととされている。

「5 表彰の時期」であるが、今回の表彰は令和5年7月で在職期間についての表彰基準を満たすため、最終日に行うこととかがかと存じる。

「6 伝達式」については、過去の例では、表彰の決議が行われた後の本会議休憩中に、副議長、各会派の代表者の方々及び議会運営委員会の正副委員長に立会いを頂き、議長から伝達いただいている。

委員長

ただ今説明のあった埼玉県議会議員表彰については、最終日・7月7日（金）の本会議の議事の冒頭に行くことでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 山西省への国際友好親善訪問についてである。昨年は、本県と山西省との友好提携がなされてから40周年の記念すべき年であった。しかし、コロナ禍ということもあり、親善訪問は延期となっている。

過日、知事から議長に、「山西省を訪問したいので、その際、議会も共に訪問してほしい」との依頼があった。

それを受けて、先ほど開催された各会派代表者会議において、議長から各会派に対し、知事依頼の内容が伝達された。

その際、議会から友好親善訪問団を派遣することは大変意義のあることであり、議長を含め議員を派遣したいとの考えが示されたところである。

議員の派遣については、議会の議決を要する事項であることから、6月定例会中の本委員会において御協議いただきたいので、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

8 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料3のとおり、視察を8月8日（火）から9日（水）までの2日間で実施したいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案に従って実施していくので、視察の詳細については正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

9 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

10 その他に入る前に、議長から発言を求められているので、よろしく願います。

立石議長

この場をお借りして、シェイクアウト埼玉、県内一斉防災訓練について御報告させていただきます。今年、関東大震災の発生から100年となる節目の年である。大震災の教訓を再認識し、県民の防災意識を高めるため、正に発災当日である9月1日に県議会発信で県内一斉シェイクアウト訓練を実施したいと考えており、先ほどの代表者会議で了承されたところである。実施に当たり、私を本部長、岡田副議長と各会派の代表を副本部長とした訓練本部を立ち上げ、議会運営委員会委員長及び副委員長には、訓練実行委員会運営委員長及び副委員長へ、議会運営委員会委員の皆様には、訓練実行委員会運営委員への就任をお願いし、運営の主体を担っていただきたいと考えている。本定例会中に訓練実行委員会運営委員会を開催したいと考えているので、御協力をよろしく願います。詳細については、追って連絡する。このシェイクアウト訓練は、ぜひとも議会が主導し、議員が中心となって実施したい。議員の皆様一人一人に地元で働き掛けを行っていただくが、何とぞ御協力をお願いしたい。

委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月23日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年6月23日(金))

委員長

1 知事提出急施議案(第82号議案～第84号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

中屋敷委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として埼玉県議会委員会規程の改正案を、また、県議会における服装に関して申合せ案を提案したいと考えている。資料をお配りして、御説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしく取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、資料を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

中屋敷委員

まず、規程案についてである。1枚目の資料「埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程(案)」の「規程案の概要」を御覧願う。委員会へのオンラインによる出席の特例に「育児、介護等のやむを得ない事由」を追加するものである。これは、議員活動と育児、介護等の両立のため、育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の招集場所への参集が困難な委員をオンラインにより出席させることができるよう、出席の特例を改正するものである。

引き続き、県議会における服装に関する議会運営委員会申合せについて提案させていただく。2枚目の資料の左側の欄を御覧願う。現行の申合せでは、議会における夏季の服装に関するものとして、上着、ネクタイを着用しなくても支障がないことなどを定めている。

右側の新たな申合せ案を御覧願う。表題のとおり、夏季に限るものではなく、通年において、服装を各議員の良識による判断とするものである。

項目順に説明する。「1 目的」として、多様性への配慮や個性の尊重に資するとともに、地球温暖化対策及び省エネルギーの更なる推進を図るため提案するものである。本県議会では、昨年度に制定した「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」に象徴されるように、多様性に配慮し個性を尊重する社会づくりを強く推進している。ついては、議会においても、各議員においてこの取組を推進するとともに、議会自らが姿勢を示すことで、社会全体において多様性を尊重する機運の高まりにつなげられればと考えるものである。また、現行では夏季に限っているところを、通年の申合せとすることで、地球温暖化対策及び省エネルギーの更なる推進につながるものとする。

「2 服装等」については、「(1) 本会議及び委員会等における服装については、各議員が良識をもって判断するもの」とするものである。また、「(2) 議員記章をはい用すること」については現行のままである。

「3 期間」については、令和8年度までの今任期中としている。

各会派におかれては、持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく願います。

委員長

3 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

3 その他の(1) 欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、72番千葉達也議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問中日・6月27日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年6月27日(火)第1回)

委員長

1 知事提出急施議案(第82号議案～第84号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、72番千葉達也議員、79番武内政文議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

また、さきの議会運営委員会で立石議長から、議会として実施するシェイクアウト訓練について御説明があった。ついては、次回議会運営委員会終了後、引き続き、第1回目のシェイクアウト訓練実行委員会運営委員会を開催するので、よろしく願います。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年6月27日(火)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第82号議案～第84号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

なお、明日の本会議は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問を行うので御承知おき願う。

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日6月29日(木)の朝、午前9時30分とすることによろしいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年6月29日(水))

委員長

1 議案(第79号議案～第81号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 意見書・決議案についてだが、会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書25件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 埼玉県議会委員会規程の改正案についてだが、去る6月23日の本委員会において自民から提案のあった案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。改めて、資料2としてお手元に配布させていただいたが、この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

御了承いただいた案について、埼玉県議会委員会規程の形式にした改正案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
<事務局職員が改正案を配布>

委員長

この内容でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・7月7日(金)の議会運営委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 埼玉県議会における服装についてだが、去る6月23日の本委員会において自民から提案があった申合せ案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。改めて、資料3のとおりお手元に配布させていただいたが、この案でいかがか。

< 確 認 >

委員長

それでは、資料右の「申合せ案」のとおり申し合わせることでよいか。

< 了 承 >

委員長

各会派におかれては、服装に関し、本日以降・今任期中、申合せのとおり取り扱うので、所属議員にこの旨の周知を願う。なお、この申合せについては、後ほど、議長名で全議員に通知する。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・7月5日（水）午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・7月7日（金）の本委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、79番武内政文議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月7日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年7月7日(水)第1回)

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

伊藤委員

請願の本会議討論について、許可していただきたいので発言する。議請第6号の討論を共産党として希望する。

付託された常任委員会では不採択とされたものだが、請願権は、憲法第16条に明記された国民の権利である。その重要性を考えると、常任委員会の論議にとどめることなく、本会議においても、各会派の意見の表明の後、採決に付することが適当と考えるため、ぜひ御協議頂きたい。

中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

4 議員提出議案についての(1)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案についてだが、去る6月29日(木)の本委員会で御了承いただいた。

同規程改正案は議会運営委員の連名で提出することとし、提案説明の有無及び委員会審

査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 意見書案についてだが、去る6月27日(火)(一般質問中日)までに各会派から提出された意見書案の柱25件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案11件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

中屋敷委員

開会前のお忙しい時間だが、一つ皆様にお知らせしなければならないことがある。インボイス制度の円滑な導入に向けた事業者支援の強化等を求める意見書について、考え方に差があるということは否めない事実であると思うが、議長をはじめ我が団の団長のところにも中止を求める意見が寄せられている。その意見については、この意見書の内容を分かっていないと書けないような内容まで入っている。この内容は、今日皆さんと協議をして提案するという段階であるので、その前に情報が外に漏れているような状況があってはならないと考える。信義則にもとる行動であり、我が会派としては、内容が外に漏れるようなことがあっては、今後調整はできない。各議会運営委員の皆様におかれては、そこをしっかりと踏まえていただきたい。

小島委員

会派ごとの調整であるので、会派で案文を漏らしていると疑われるような意見が多数寄せられている。会派と会派の信頼がなくなるので、今後このようなことが続く場合は、意見書等の調整は必要ないという段階にきていると考える。

委員長

会派間で調整中の案文については、取扱いを御注意いただくということによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

ぜひ重く受け取っていただきたい。

委員長

次に、(3) 議員派遣についてだが、各会派間で調整した結果、お手元の資料4のとおりとなった。この件については、共産党を除く議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無 及び 委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

5 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例にならい、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるという形で行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考える。

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和5年6月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年7月7日(金)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月19日(金)の議会運営委員会において説明のあった表彰議案及び人事議案についてである。

まず、(1) 審議手続についてだが、表彰及び人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その2）のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1) 9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月22日(金)から10月13日(金)の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。